

東京都知事選挙

投票日12月16日(日)午前7時～午後8時

東京都知事選挙が十一月二十九日告示、十二月十六日投票で行われます。

この選挙は都民の代表を選ぶ大事な選挙です。忘れずに投票しましょう。

投票できる方

投票するためには、選挙人名簿に登録されていることが必要です。

今回新たに選挙人名簿に登録される方は次の要件にあてはまる方です。

選挙時登録

・年齢要件
平成二十四年八月二十八日以前に転入届出をし、引き続き十一月二十八日まで中央区に住んでいる方

定時登録

投票区	投票所	投票区域
1	城東小学校	八重洲二丁目、京橋
2	泰明小学校	銀座一丁目2番～11番、二丁目2番～9番、三丁目2番～8番、四丁目1番～8番、五丁目1番～10番、六丁目2番～12番、七丁目2番～11番、八丁目2番～11番
3	京橋プラザ	銀座一丁目12番～28番、二丁目10番～16番、三丁目9番～15番、四丁目9番～14番、新富
4	銀座中学校	銀座五丁目11番～15番、六丁目13番～18番、七丁目12番～18番、八丁目12番～21番
5	京橋築地小学校	築地、浜離宮庭園
6	明石小学校	入船三丁目、湊三丁目、明石町
7	中央小学校(※)	入船一・二丁目、湊一・二丁目
8	京華スクエア	八丁堀
9	新川区民館(※)	新川
10	常盤小学校	日本橋本町一丁目1番～5番、二丁目1番～5番、三丁目1番～5番、四丁目1番～8番
11	堀留町区民館(※)	日本橋本町一丁目6番～10番、二丁目6番～8番、三丁目6番～11番、四丁目9番～15番、日本橋小舟町、日本橋小伝馬町、日本橋大伝馬町、日本橋堀留町、日本橋馬喰町
12	日本橋小学校	日本橋人形町一丁目、二丁目1番～14番、21番～31番、37番、三丁目、日本橋小網町、日本橋蛸殻町一丁目1番～28番
13	有馬小学校	日本橋人形町二丁目15番～20番、32番～36番、日本橋蛸殻町一丁目29番～39番、二丁目、日本橋箱崎町、日本橋浜町二丁目1番～5番、18番～30番、43番～58番、三丁目、日本橋中洲
14	久松小学校	日本橋富沢町、日本橋横山町、東日本橋、日本橋久松町、日本橋浜町一丁目、日本橋浜町二丁目6番～17番、31番～42番、59番～62番
15	阪本小学校	八重洲一丁目、日本橋、日本橋茅場町、日本橋兜町
16	佃島小学校	佃
17	月島幼稚園	月島一・二丁目
18	月島特別出張所	月島三・四丁目
19	月島第二小学校	勝どき一・二・三・四丁目
20	豊海小学校	勝どき五・六丁目、豊海町
21	晴海区民館	晴海

◎(※)は、前回選挙(平成23年執行区議選挙・区長選挙)から投票所を変更しています。

・年齢要件
平成二十四年十二月二日以前に生まれた方

・住所要件
平成二十四年八月二十九日から九月一日の間に転入届出をし、引き続き十二月一日まで中央区に住んでいる方

◎定時登録で登録される方は、十二月二日以降に中央区で投票することができます。

中央区から転出された方、またこれから転出される方へ

平成二十四年九月二日以降に都内の他区市町村に転出し、新住所地に引き続き住んでいる方は中央区の選挙人名簿に登録があれば中央区の投票所で投票できます。

ただし、投票する際に、新住所地の「引き続き住所を有する証明書」(住民票の写し(選挙用)など)が必要となります

区内転居された方へ

十一月二十一日以降に中央区内で住所を移す届け出をされる方は、中央区の選挙人名簿に登録があれば、前住所地の投票所で投票することになります。

なお、一度転出した後、さらに他区市町村へ住所を移転された方は投票できません。また、投票日までに都外へ転出された方は投票できません。

中央区へ転入された方へ

平成二十四年九月二日以降に都内の他区市町村から中央区に転入し、引き続き居住している方で、前住所地の選挙人名簿に登録があれば、前住所地の投票所で投票できます。

入場整理券が届いていない方、紛失された方でも、選挙人名簿に登録されていれば投票できます。投票日に直接投票所の相談係に申し出てください。

選挙公報は新聞折込

選挙公報は、十二月五日(水)の新聞に折り込んで、各家庭に配布する予定です。折込新聞は朝日、産経、東京、日本経済、毎日、読売新聞の六紙です。

別表2 投票所の変更

投票区	変更前	変更後
7	女性センター「ブーケ21」	中央小学校
9	明正小学校	新川区民館
11	十思スクエア	堀留町区民館

◎該当の投票区域は、別表1投票所一覧でご確認ください。

別表3 期日前投票所一覧

場所	期間	時間
中央区役所1階ロビー(築地1-1-1)	11月30日(金)～12月15日(土)	午前8時30分～午後8時
日本橋特別出張所1階会議室(日本橋蛸殻町1-31-1)	12月9日(日)～12月15日(土)	
月島特別出張所1階会議室(月島4-1-1)		

選挙公報をご利用になるか、選挙管理委員会までご連絡ください。

期日前投票

投票日当日に仕事や旅行などの理由で投票所へ行けない方は、期日前投票をすることができます(別表3)。

◎入場整理券の裏面に期日前(不在者)投票宣誓書兼請求書を印刷しています。期日前投票をする方は、入場整理券が届きましたら必要事項を記入のうえ、別表3の期日前投票所へお持ちください。

不在者投票

都選挙管理委員会が指定した病院や老人ホームなどに入院・入所の方は、その病院などの長に投票したい旨を申し出れば、その施設で投票できます。

滞在地での不在者投票

区外に長期間滞在する予定の方は、その滞在先の選挙管理委員会に投票用紙を請求してください(不在者投票宣誓書兼請求書は、区のホームページからダウンロードできます)。

この選挙は都民の代表を選ぶ大事な選挙です。忘れずに投票しましょう。

投票するためには、選挙人名簿に登録されていることが必要です。

今回新たに選挙人名簿に登録される方は次の要件にあてはまる方です。

選挙公報は、十二月五日(水)の新聞に折り込んで、各家庭に配布する予定です。折込新聞は朝日、産経、東京、日本経済、毎日、読売新聞の六紙です。

なお、これらの新聞を購読していない方や折り込まれていなかった方は、十二月五日以降、区の施設、新聞販売店および区内郵便局に置いてあります。

身体障害者手帳または戦傷病者手帳をお持ちの方、介護保険の被保険者証をお持ちの方で、別表4の要件にあてはまる方は、郵便等投票制度が利用できます。

また、郵便等投票を行う方で別表5に該当する方は、代理記載制度を利用することができます。

郵便等による投票には郵便等投票証明書が必要ですが、まだ郵便等投票証明書の交付を受けていない方や、投票日までに期限が切れる方は、選挙管理委員会に証明書の交付を申請してください。郵便等投票証明書が交付されている方には、十一月九日に投票用紙等の請求書をお送りしますので、投票日の四日前までに郵便等投票証明書を添えて請求してください。

ヴィラ本栖リニューアルオープン

大規模改修工事のため平成二十五年三月二十六日(火)まで休館しているヴィラ本栖は、設備・内装を一新し、三月二十七日(水)にリニューアルオープンします。

これまで一部屋だったカラオケルームを二部屋に分けるほか、パソコンコーナーを設置します。

また、ゆったりとお休みたいだけのように本館客室のベッドはセミダブルサイズのものを導入します。

投票用紙などが届いたら本人が投票用紙などに記載して、郵便等で選挙管理委員会へ送付してください。

開票

十二月十六日(日)午後八時五十分から、築地社会教育会館三階屋内体育場で行います。

※問合せ先
選挙管理委員会事務局
☎(3546)5542

別表4 郵便等投票該当者

障害等の区分	障害等の程度	等級等
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能	1級または2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸	1級または3級
	免疫機能障害、肝臓	1級から3級まで
戦傷病者手帳	両下肢、体幹	特別項症から第2項症まで
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓	特別項症から第3項症まで
介護保険の被保険者証	要介護状態区分	要介護5

別表5 代理記載該当者

障害等の区分	障害名等	等級等
身体障害者手帳	上肢または視覚	1級
戦傷病者手帳	上肢または視覚	特別項症から第2項症まで

※問合せ先
ヴィラ本栖
☎0557(87)2711
地域振興課区民施設係
☎(3546)5623